

## 公立陶生病院組合 公告

公立陶生病院 警備業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

平成28年11月16日

公立陶生病院組合  
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

### 1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務委託名 公立陶生病院 警備業務委託
- (2) 業務委託場所 瀬戸市西追分町160番地
- (3) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年4月30日
- (4) 業務内容 公立陶生病院警備業務委託仕様書による

### 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 平成28年・29年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）の業務（役務の提供等）営業種目（建物等各種施設管理）取扱内容（警備・監視）に登載されている者であって、入札参加資格申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。
- ③ 公告の日から業者選定後の入札の日までの間において、瀬戸市から指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ 審査基準日（平成28年12月2日）において、直近5年以内に、警備業務の3年以上の受託実績（200床以上の病院で業務受託したものに限る。）を有する者。
- ⑦ 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結

する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

### 3 公募型プロポーザル参加表明書の提出

公募型プロポーザル参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

#### (1) 提出期間

平成28年11月16日(水)から平成28年11月30日(水)まで

(土曜日、日曜日、及び祝日を除く)

#### (2) 受付時間

午前9時から午後4時まで

#### (3) 提出先

公立陶生病院組合 管財経理課 施設係

#### (4) 提出図書等

ア 参加表明書(様式1-1)、会社概要・業務実績(様式2)、人員の配置体制(様式3) 各8部 参加表明書はクリップ止めとし、製本しないこと。

イ 瀬戸市入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 長3号封筒(封筒にはあて名を明記し、簡易書留料金を含む切手 392円貼付すること)

#### (5) その他

- (ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、返却しない。

#### 4 企画提案書提出者の選定

参加表明書を別表3の1に示す評価項目・配点で評価し企画提案書の提出者を5者程度選定する。

#### 5 現場案内の実施

企画提案書の提出者として選定された者のうち希望する者に対して、現場案内、説明会を実施する。現場案内は平成28年12月5日（月）、6日（火）、8日（木）、9日（金）に実施予定である。詳細は選定通知書に示す。

#### 6 企画提案書の提出

企画提案書の提出者として選定された者は、次により企画提案書を提出すること。

##### (1) 提出期間

平成28年12月6日（火）から平成28年12月16日（金）まで  
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）

##### (2) 受付時間

午前9時から午後4時まで

##### (3) 提出先

公立陶生病院組合 管財経理課 施設係

##### (4) 提出図書等

ア 企画提案書（様式1-2）、課題における提案（様式4）、見積書（様式5）設計書（様式6） 各8部 企画提案書はクリップ止めとし、製本しないこと。

イ 長3号封筒（封筒にはあて名を明記し、簡易書留料金を含む切手 392円貼付すること）

ウ ヒアリングにおいてパワーポイントを使用する場合、その電子データ（CD-R）

#### 7 ヒアリングの実施

企画提案書の提案内容等について、次のとおりヒアリングを実施する。

- (1) ヒアリングは1社につき30分（説明15分、質疑15分）程度とし、説明会参加人数は1社3名までとする。

(2) ヒアリングは平成 28 年 12 月 20 日 (火)、21 日 (水) に実施予定である。

## 8 審査

本プロポーザルの選定及び特定までに関わる審査は、非公開とし、公立陶生病院警備業務委託公募型プロポーザル方式評価委員会において行う。

## 9 公募型プロポーザル実施・業者選定にかかる条件

- (1) 資格確認の結果、公募型プロポーザル参加資格を有する者が 1 社である場合又は公募型プロポーザルに参加する者が 1 社である場合においても、原則として公募型プロポーザルを執行するものとする。
- (2) 公募型プロポーザルを実施した結果、業務を委託するに相応しい者がいないと認められた場合、参加した全社が不選定となる場合もある。

## 10 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

## 7 問い合わせ先

公立陶生病院 管財経理課 施設係  
瀬戸市西迫分町 160 番地 電話 0561-82-5153 (ダイヤルイン)

# 公立陶生病院警備業務委託仕様書

## 1 目的

公立陶生病院及び公立陶生病院職員宿舎等の防犯・防災及び駐車場の円滑且つ安全な誘導を行い院内における事故発生を防ぐことを目的とする。

なお、仕様書は警備の一定の基準を示すものであり、仕様書に記載なき事項については、請負者の責任において臨機応変に対応し、信義誠実に履行するものとする。

## 2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年4月30日まで。

## 3 履行期間

平成29年4月1日から平成30年4月30日まで。

## 4 警備区域

公立陶生病院及び公立陶生病院職員宿舎等（別図参照）

## 5 警備時間

院内警備	24時間（外来棟：防災センター）	2ポスト
	24時間（西棟：救命救急センター）	1ポスト
救命救急センター警備	12時間（19:30～7:30）	1ポスト
	（20:30～8:30）	1ポスト
駐車場警備	平日（8:00～13:00）	

（現行9名配置にて運営）

（交通上の安全に影響を及ぼさず、効率的な配置人数での運営：提案書にて配置人数を明確にする事）

駐車場設備等	西駐車場	291台（1F～4F、R階）
	東駐車場	321台（1F～5F、R階）
	（臨時駐車場	34台・・・施錠・解錠のみ）
	外来患者数	約1,500人/日
	駐車場利用台数	約1,400台/日

※ 院内警備（24時間）は、仮眠時間帯も含め常時3名（外来棟2名、西棟1名）を配置すること。

※ 救命救急センター警備（12時間）は、巡視等の時間帯も1名は救命救急センターに在席していること。（20:30～7:30の間）

## 6 警備員控室

委託者（以下「甲」という。）側の指示する場所を無償で貸与する。これに要する光熱水費は委託者の負担とする。ただし、使用にあたっては電気・水道などの使用は必要最小限にし、節約を積極的に行うこと。

控室内の整理整頓及び清掃を行ない、常に清潔な環境を保つこと。また、火気等の取り扱いには十分注意を払うこと。

## 7 警備員

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、警備責任者1名を選任し、甲に届けること。
- (2) 警備責任者は、警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第1項に定める警備員指導教育責任者資格者証取得者とする。
- (3) 本院に常駐する警備員の中から責任者（名称は問わず。この仕様書では「隊長」とする。以下同じ。）及びそれを補佐する者（名称は問わず。この仕様書では「副隊長」とする。以下同じ。）を指定し、その氏名等を甲に届けると共に警備に従事する者全員の氏名等を届けること。

なお、警備員に異動が生じた場合は、その都度速やかに甲に届けること。

- (4) 甲から乙に対して、本院に常駐する警備員の入れ替えの指示をした場合には、速やかに対応すること。
- (5) 乙の都合により、本院に常駐する警備員の入れ替えを実施する場合は、事前に甲に報告等を実施すること。

なお、本院に常駐する警備員の入れ替えを頻回に行うことのないよう人事管理等を綿密に行うこと。

- (6) 防災センター要員は、消防法施行令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習を修了した者を配置すること。また、防災受信盤（本院の防災受信盤は「R」型受信機である。）の操作等が十分できる者を配置すること。
- (7) 救命救急センター警備要員は、防犯業務を主とするのに適した経験・年齢、体格及び防犯術を備えた者を配置すること。
- (8) 警備員は、乙指定の制服及び名札を着用すると共に常に清潔に留意し、身だしなみには努めて心掛けること。
- (9) 警備員は、言動に注意し、他の者に不快の念を与えないこと。
- (10) 警備員は、患者ならびにその家族について知り得たことをはじめ院内で知り得たこと等を他に漏らさないこと。また、金品物品の供与を受けてはならない。
- (11) 乙は、警備員全員の健康管理のために労働安全衛生規則等により健康診断を受けさせること。その費用は乙の負担とする。

（日勤のみの警備員：年1回、夜勤を含む警備員：年2回）

また、その結果の報告書を甲に提出すること。警備員に異動があった場合も同様に届けること。

なお、健康診断の結果に異常のあった警備員に対しては再検査の実施や受診等を勧め、その結果を甲に報告すること。特に胸部X線写真による異常者については保健所からの指導もあるので、必ず実施すること。

- (12) 警備業務及び防犯・防災における、実践的な知識に関する教育とトレーニングならびに適切な警備技術等を身につける教育を実施すること。

また、接遇等を含めた十分なマナー教育・訓練及び個人情報保護などに関する教育・訓練も実施すること。

- ① すべての警備員が質の高い均一な業務ができるように、また甲の特殊性を考慮に入れたマニュアル等を作成し、それに基づいた教育・訓練を実施すること。

なお、マニュアル等は契約締結後速やかに甲に提出すること。マニュアル等に変更が生じる場合は、甲に提出すること。

- ② 教育・訓練を実施した場合は、その都度、実施した日時・場所・内容・受講者名等を記載した報告書を作成し甲に提出すること。

## 8 警備内容等

警備業務の主な業務内容等は、以下のとおりである。ただし、主な業務内容であり、記載なき事項については、乙の責任において臨機応変に対応し、信義誠実に履行するものとする。

また、非常時・緊急時・荒天時等の際には院内警備、救命救急センター警備及び駐車場警備の要員は、連携を図り、これにあたらなければならない。

警備業務遂行にあたっては、隊長、副隊長を中心とした指揮命令系統を明確にすること。また、業務遂行時の責任者（以下「リーダー」とよぶ。以下同じ。）を明確にすること。

### I 院内警備

- (1) 院内、職員宿舎及び院内保育所の巡視は、別に定める場所を1日6回以上行うものとする。（平成29年12月から新東棟も含む。）
- (2) 不審者を発見した時は、氏名及び要件等を確認し、必要に応じて身分証明書等の提示を求める等の適切な措置をとる。
- (3) 精神錯乱又は泥酔によって他人に迷惑をかける恐れのある者に対して、侵入を制止する等の適切な措置をとる。
- (4) 銃器、凶器及びその他不純物を持ち込もうとする者に対して、侵入を制止する等の適切な措置をとる。

- (5) 器材、器具及び材料等の搬入出をする者で不審と思われる点がある時は、持出証及び納品書又はこれに代わる証拠書類の提示を求め、現品と照合する等の適切な措置をとる。
- (6) 患者をはじめ来院者等が大声、罵声あるいは暴力等により診療に支障をきたす恐れがある場合、または他の患者などの迷惑となる場合等は、注意や制止などの適切な対応をとる。

また、職員等や警備員の注意や制止などの指示に従わない患者又は患者家族等の付添人等がいた場合には、必要に応じて警察(110番)に連絡すること。危険度合いを判断のうえ、施設内に封じ込める等の措置を講じて警察への引渡しに協力するものとする。
- (7) 避難口及び誘導通路の障害物の点検及び確認をする。
- (8) 別図に定める出入口等鍵の開閉、廊下・待合・ホール・サイン灯の点灯及び消灯、エレベーター・エスカレータの起動及び停止を決められた時間に行う。
- (9) 防災受信盤の監視を行うと共に火災報知器等の警報発報時には、現場に急行し確認、適切な措置及び復旧を行い、必要に応じて管理者へ報告するものとする。防災受信盤の操作等及び非常時又は誤報時の院内への案内等を行うこと。
- (10) 院内各所に設置してある防犯ブザー、エレベーター及びトイレ内の呼出ブザー、電算室関係の警報ブザー等が鳴動した際には、現場に急行し、現場確認、適切な措置及び復旧を行い、必要に応じて管理者へ報告するものとする。(これらの受信機が防災センターに設置されている。)
- (11) 防災センターに保管してある院内の鍵及びカードキーの貸出等管理を行う。
- (12) 入退院案内に関する業務を行う。
- (13) 小包・書留等の受取り記帳及び本人への連絡に関する業務を行う。
- (14) 落し物・忘れ物の保管等に関する業務を行う。
- (15) 駐車違反車両の呼出、出入業者等への駐車カード貸出及び駐車料金の精算に関する業務を行う。
- (16) 駐車車両のライト消し忘れ等の呼出連絡に関する業務を行う。
- (17) 駐車券紛失時の駐車券再発行に関する業務を行う。
- (18) 降雪、豪雨等により駐車場の利用制限を必要とする際の対応を行う。

(日中等は駐車場警備担当と連携を図る。)
- (19) 職員宿舎住人及び院内保育所から不審者等の通報があった場合、現場に急行し適切な措置をとる。
- (20) 職員宿舎の火災報知器、エレベーターの呼出、受水槽の警報等の連絡があった場合、現場に急行し確認、適切な措置及び復旧を行い、必要に応じて管理者へ報告するものとする。
- (21) 職員宿舎前駐車場における、違法駐車車両の確認をし、必要に応じて管理



者へ報告するものとする。

- (22) 土日祝の駐車場警備に付随又は関連すること。
- (23) 防災センター内等にある監視カメラにより、不審者の早期発見や事件、事故を未然に防ぐよう監視すること。
- (24) その他(1)～(23)に付随又は関連する業務に関すること。

## II 救命救急センター警備

- (1) 救命救急センター及びその周辺の巡視を1日9回以上行うものとする。
- (2) 救命救急センターの患者又は患者家族などの付添人等が、大声、罵声などによる「いやがらせ」や「おどし」あるいは暴力等により診療に支障をきたす恐れがある場合、または他の患者などの迷惑となる場合は、職員等からの依頼により、あるいは警備員の判断により医療者などの近くに控えて、すぐに対応できる体制をとること。  
また、職員等や警備員の注意や制止などの指示に従わない患者又は患者家族等の付添人等がいた場合には、必要に応じて警察(110番)に連絡すること。危険度合いを判断のうえ、施設内に封じ込める等の措置を講じて警察への引渡しに協力するものとする。
- (3) 不審者を発見した時は、氏名及び要件等を確認し、必要に応じて身分証明書等の提示を求める等の適切な措置をとる。
- (4) 精神錯乱又は泥酔によって他人に迷惑をかける恐れのある者に対して、侵入を制止する等の適切な措置をとる。
- (5) 銃器、凶器及びその他不純物を持ち込もうとする者に対して、侵入を制止する等の適切な措置をとる。
- (6) 器材、器具及び材料等の搬入出をする者で不審と思われる点がある時は、持出証及び納品書又はこれに代わる証拠書類の提示を求め、現品と照合する等の適切な措置をとる。
- (7) 避難口及び誘導通路の障害物の点検及び確認をする。
- (8) その他(1)～(7)に付随又は関連する業務に関すること。

## III 駐車場警備

- (1) 駐車場内にて車両の整理、円滑且つ安全な誘導を行い駐車場内での事故防止に努めること。
- (2) 駐車場料金設備の現金回収、領収書回収、インクリボン等交換補充及びゲートバー破損時のバー交換等修理を行う。その際の消耗品等資機材は甲が支給する。
- (3) 病院に関係のない車両等を停車又は駐車する者を発見した時は、速やかに退

去を求める。

- (4) 救急車両の誘導に関する業務を行う。
- (5) 駐車場内での事故等の連絡に関する業務を行う。
- (6) 介護タクシー利用者に対して、乗降場所の教示及び確保を行うこと。
- (7) タクシー及び自家用車による来院者に対して、必要な乗降介助を行うこと。
- (8) 身障者用駐車スペースに身障者専用カラーコーンを配置する。
- (9) 病院工事等に伴い、駐車場内に所要の場所が必要となった場合は、必要な資機材を使用して場所を確保すること。
- (10) 降雪、豪雨等により駐車場の利用制限を必要とする際の対応を行う。
- (11) 降雪時の除雪作業等を実施する。
- (12) 台風時のコーン・トラバー等の撤去及び復旧をする。
- (13) 駐車場利用台数の管理に関する業務を行う。
- (14) その他院内警備並びに駐車場警備に付随又は関連すること。

## 9 警備報告

- (1) 警備報告書等を翌朝（翌日が土・日・祝日等の場合は、その翌日の朝）、甲に提出するものとする。提出する際は、隊長が警備業務全体をとりまとめた上で行うこと。ただし、勤務の都合上困難な場合は、副隊長またはリーダーが行うこと。
- (2) 緊急時は、別に定める緊急連絡網により連絡するものとする。

## 10 緊急事態発生時（予測時）の処理

- (1) 火災発生の場合、初期消火作業を行うとともに、防災管理計画の組織に基づき通報等をするものとする。
- (2) 不審者侵入の場合、侵入者を確認のうえ速やかに警察（110番）に連絡するとともに人相、着衣、年齢、身長及び体格などの特徴を記録するものとする。また、危険度合いを判断のうえ、施設内に封じ込める等の措置を講じて警察への引渡しに協力するものとする。
- (3) 災害の場合、障害物の排除、消防機関の誘導、その他病院の安全措置に協力するものとする。
- (4) 緊急事態発生時の非常時の際には、院内警備、救命救急センター警備及び駐車場警備の要員は、連携を図り、これにあたらなければならない。

## 11 その他

この仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議を行ない定めることとする。